



# 宮 崎 県 公 報

平成22年1月18日 (月曜日) 第 2151 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地  
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

告 示	頁	○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 1
○保安林の指定施業要件の変更…………… (自然環境課) 1		○土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( ) 2
		○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 2
		公 告
		○県営土地改良事業計画の変更…………… (農村整備課) 3

## 告 示

### 宮崎県告示第21号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第33条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成22年1月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字浅藪 671- 8、 671- 9

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字浅藪 671- 8 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第22号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成22年1月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所 (溪流) 番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	丸 岡 元	I - 1 - 0634	急傾斜地の崩壊

佐 土 原	I - 1 - 0635	急傾斜地の崩壊
細 山	I - 1 - 0701	急傾斜地の崩壊
木 下 A	I - 1 - 0733	急傾斜地の崩壊
炭 床 A	I - 1 - 0734	急傾斜地の崩壊
炭 床 B	I - 1 - 0735	急傾斜地の崩壊
木 下 B	I - 1 - 0739	急傾斜地の崩壊
木 下 C	I - 1 - 0740	急傾斜地の崩壊
街 区 - 1	I - 1 - 3234	急傾斜地の崩壊
川 内 - 2	I - 1 - 3237	急傾斜地の崩壊
中 原 - 1	I - 1 - 3250	急傾斜地の崩壊
谷 頭 - 1	I - 1 - 3266	急傾斜地の崩壊
片 前 - 2	I - 2 - 0224	急傾斜地の崩壊
都 城 市 中 牟 田	II - 1 - 0699	急傾斜地の崩壊
永 野 - 3	II - 1 - 5071	急傾斜地の崩壊
永 野 - 4	II - 1 - 5089	急傾斜地の崩壊
中 原 - 2	II - 1 - 5106	急傾斜地の崩壊
中 原 - 3	II - 1 - 5107	急傾斜地の崩壊
上 星 原 3	II - 1 - 5158	急傾斜地の崩壊
西 梶 - 1	II - 1 - 5192	急傾斜地の崩壊
長 谷	II - 1 - 5193	急傾斜地の崩壊

	脇之馬場 - 1	II - 1 - 5194	急傾斜地の崩壊	都 城 市	街区 - 1	I - 1 - 3234	急傾斜地の崩壊
	木 下 D	II - 1 - 5250	急傾斜地の崩壊		川内 - 2	I - 1 - 3237	急傾斜地の崩壊
	木下 - 2	II - 1 - 5252	急傾斜地の崩壊		中原 - 1	I - 1 - 3250	急傾斜地の崩壊
	炭 床 1	II - 1 - 5253	急傾斜地の崩壊		谷 頭 - 1	I - 1 - 3266	急傾斜地の崩壊
	炭 床 2	II - 1 - 5254	急傾斜地の崩壊		片 前 - 2	I - 2 - 0224	急傾斜地の崩壊
	炭 床 3	II - 1 - 5255	急傾斜地の崩壊		中 牟 田	II - 1 - 0699	急傾斜地の崩壊
三 股 町	仮 屋	II - 1 - 0614	急傾斜地の崩壊		永 野 - 3	II - 1 - 5071	急傾斜地の崩壊
	高 野 4	II - 1 - 5034	急傾斜地の崩壊		永 野 - 4	II - 1 - 5089	急傾斜地の崩壊
	高 野 5	II - 1 - 5046	急傾斜地の崩壊		中 原 - 2	II - 1 - 5106	急傾斜地の崩壊
	仮屋谷 1	04 - 341 - 2 - 011	土 石 流		中 原 - 3	II - 1 - 5107	急傾斜地の崩壊
	仮屋谷 2	04 - 341 - 2 - 012	土 石 流		上 星 原 3	II - 1 - 5158	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び都城土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第23号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成22年1月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の箇所（溪流）番 号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	丸 岡 元	I - 1 - 0634	急傾斜地の崩壊
	佐 土 原	I - 1 - 0635	急傾斜地の崩壊
	細 山	I - 1 - 0701	急傾斜地の崩壊
	木 下 A	I - 1 - 0733	急傾斜地の崩壊
	炭 床 A	I - 1 - 0734	急傾斜地の崩壊
	炭 床 B	I - 1 - 0735	急傾斜地の崩壊
	木 下 B	I - 1 - 0739	急傾斜地の崩壊
	木 下 C	I - 1 - 0740	急傾斜地の崩壊

都 城 市	街区 - 1	I - 1 - 3234	急傾斜地の崩壊
	川内 - 2	I - 1 - 3237	急傾斜地の崩壊
	中原 - 1	I - 1 - 3250	急傾斜地の崩壊
	谷 頭 - 1	I - 1 - 3266	急傾斜地の崩壊
	片 前 - 2	I - 2 - 0224	急傾斜地の崩壊
	中 牟 田	II - 1 - 0699	急傾斜地の崩壊
	永 野 - 3	II - 1 - 5071	急傾斜地の崩壊
	永 野 - 4	II - 1 - 5089	急傾斜地の崩壊
	中 原 - 2	II - 1 - 5106	急傾斜地の崩壊
	中 原 - 3	II - 1 - 5107	急傾斜地の崩壊
	上 星 原 3	II - 1 - 5158	急傾斜地の崩壊
	西 椿 - 1	II - 1 - 5192	急傾斜地の崩壊
	長 谷	II - 1 - 5193	急傾斜地の崩壊
	脇之馬場 - 1	II - 1 - 5194	急傾斜地の崩壊
	木 下 D	II - 1 - 5250	急傾斜地の崩壊
	木下 - 2	II - 1 - 5252	急傾斜地の崩壊
	炭 床 1	II - 1 - 5253	急傾斜地の崩壊
	炭 床 2	II - 1 - 5254	急傾斜地の崩壊
炭 床 3	II - 1 - 5255	急傾斜地の崩壊	
三 股 町	仮 屋	II - 1 - 0614	急傾斜地の崩壊
	高 野 4	II - 1 - 5034	急傾斜地の崩壊
	高 野 5	II - 1 - 5046	急傾斜地の崩壊
	仮屋谷 2	04 - 341 - 2 - 012	土 石 流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び都城土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第24号**

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成22年1月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(高鍋) 21-4	有限会社 アーネス ホーム代 表取締役 藤田学	児湯郡高鍋町大字 北高鍋字道具小路 1287番4	4.00 ～ 6.00	42.237	平成21 年12月 21日

**公 告**

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、大久保地区県営土地改良事業（清武町、畑地帯総合整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成22年 1 月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類  
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間  
平成22年 1 月18日から平成22年 2 月16日まで
- 3 縦覧場所  
清武町役場農林課内

--	--